

Q1.申請書類に関すること

Q1. 申請書の書き方を教えてください。

A1. 滋賀県社会福祉協議会HPに記入方法を掲載しておりますので、ご確認ください。

Q2. 届いた封筒の名前が違います。（家族の名前が印字されている）

A2. ご家族のお名前の場合は、その方が借入れをされている方ですので、その方が必要な手続きを行ってください。

Q3. 免除申請書を書き間違えました。

A3. 間違えた箇所を二重線で消し、その上部に正しく記入し直してください。（訂正印は不要です）

Q4. 免除申請書が複数届いているのは、どうしてですか？

A4. 借入された資金ごとに、免除申請書を送っています。小口と総合（初回）を借入された場合は、2枚の免除申請書を送付しています。免除申請は、借入された資金ごとにする必要がありますので、ご注意ください。

Q5. 免除申請に必要な書類はどこで手配したらよいか、料金はかかりますか？

A5.

【役所】

- ①住民票（世帯全員分と相違ないことを証明しますと記載があるもの・続柄があるもの）
- ②住民税非課税証明書（借受人・その世帯主）

【同封書類】

- ③償還免除申請書

※③が2枚ある場合は① ②も2枚必要となります。